昭島市スポーツ施設整備構想

令和８年度～令和 12 年度

【2026年度～2030年度】

昭　　島　　市

令和8(2026)年3月

目次

第１章　構想の策定にあたって 1
１　背景と目的 1
（１）　背景 1
（２）　目的 1
２　計画の位置付け 3
３　計画期間 4
４　人口ビジョン 5
（１）　国の人口推計 5
（２）　本市の人口推計 6
（３）　地域区分ごとの人口推計 7
５　財政状況 10
第２章　スポーツ施設の現状と課題 12
１　スポーツ施設の基礎情報 12
（１）　市内スポーツ施設 12
（２）　バスケットボールの練習ができる公園 13
（３）　卓球の利用ができる市立会館 13
（４）　種別ごとの施設数 14
（５）　スポーツ施設として活用が期待できる敷地 14
２　スポーツ施設ごとの実施可能な主な種目 15
３　スポーツ施設の利用状況 17
４　スポーツ施設の維持管理経費 19
５　スポーツ施設整備にあたっての課題 20
第３章　個別施設整備方針 21
１　スポーツ施設の現況評価（１次評価） 21
（１）　施設の方向性及び整備手法の検討 22
（２）　現況評価結果（１次評価） 24
２　スポーツ施設の基本方針に関する検討（２次評価） 26
（１）　政策優先度の評価基準 26
（２）　基本方針の概要 27
３　適用可能な手法の検討 27
４　個別施設計画の取りまとめ 27
（１）　個別施設計画 29
５　今後の整備に向けて 31
第４章　構想の実施方法 32
１　フォローアップの実施方法 32
２　推進・取組体制 32
３　情報の見える化 32
４　情報共有・合意形成の推進 32

附属資料 33
スポーツ施設位置図 34
パブリックコメントの結果について 35
スポーツ施設整備構想検討委員会について 38

第１章　構想の策定にあたって

１　背景と目的

（１）　背景

国は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的に、昭和 36（1961）年に制定されたスポーツ振興法を改正し、平成 23（2011）年にスポーツ基本法を制定しました。

スポーツ基本法第４条では、地方公共団体の責務として、「スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とし、同法第 12 条におけるスポーツ施設の整備等では「国民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善等必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定しています。

これまでのスポーツ施設の整備は、大規模な大会や競技団体からの要望等を契機として、その都度対応を行ってきたことも多く、必ずしも計画的に行われてきたわけではありません。整備後の維持管理経費や運営経費、利用料金収入を事前に想定しないまま建設が行われ、十分に活用されずに老朽化に伴って維持管理経費が増加することも散見されています。

施設の老朽化や財政負担を考えれば、今後の人口減少に伴い、スポーツ環境をどのような形で地域に対し適切な提供をしていくのか、早期に検討することが求められています。

（２）　目的

本市では、平成 28（2016）年度から令和３（2021）年度までの６年間を計画期間とした「昭島市スポーツ推進計画」を策定しました。計画の基本目標に「健やかな生活・豊かな生活」を定め、更に２つの数値目標を掲げ、スポーツの振興に取り組んできました。

令和３（2021）年には、「昭島市総合基本計画」及び「昭島市教育振興基本計画」との整合をはかり、市民のスポーツ活動をより一層推進するため、令和４（2022）年度から令和８（2026）年度までの５か年を計画期間とする「昭島市スポーツ推進計画」を新たに策定いたしました。「誰でも　より楽しく　～スポーツで繋がる　楽しいあきしま～」を基本理念とし、３つの基本施策「スポーツに触れあうための機会の充実」「スポーツを楽しむ環境づくり」「スポーツを支える人材育成・地域交流の促進」を定め、安全・安心なスポーツ・レクリエーション環境の構築に向け取組を推進しています。

人口減少・超高齢社会の構造的課題を抱えている中、高齢者の健康増進に向けたスポーツ・レクリエーションへの重要性が高まっています。また、子どもの時から継続してスポーツを行っている人も多いことから、年少人口期におけるスポーツへの関心を高め、

継続的にスポーツを実施する環境を整備していくことが求められています。

しかしながら、本市のスポーツ施設は、施設の老朽化に加えて既定の大規模建設事業や、増加の一途をたどる扶助費への対応など、引き続き厳しい財政状況が続くことが見込まれており施設の提供が困難になることが想定されます。

どのような施設がどの程度必要になるのか、将来の人口動態やスポーツの実施状況、スポーツ施設の利用状況等を踏まえた計画的な施設整備を行っていく必要があります。

このことから、「昭島市総合基本計画」や「昭島市公共施設等総合管理計画」及び「昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画（以下「個別施設計画」という）」並びに「昭島市スポーツ推進計画」などを踏まえ「昭島市スポーツ施設整備構想」を策定します。

２　計画の位置付け

「昭島市スポーツ推進計画」は、スポーツ基本法第 10 条第１項に基づくとともに「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、さらに「昭島市教育振興基本計画」の分野別計画として、令和４年３月に策定されました。「昭島市スポーツ推進計画」は、「昭島市総合基本計画」におけるスポーツの振興に関する方向性を基本とし、関係法令や「スポーツ基本計画」、「東京都スポーツ推進総合計画」を踏まえるとともに、本市の「健康あきしま 21」を始めとする関連する分野別計画との整合が図られています。

本計画は「昭島市スポーツ推進計画」との整合を図るとともに、「昭島市公共施設等総合管理計画」、「個別施設計画」や国の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を踏まえながら持続可能なスポーツ施設の整備及び運営を図るため、今後の昭島市が管理・運営するスポーツ施設の再編と整備の指針となるものです。

【計画の位置付けイメージ】

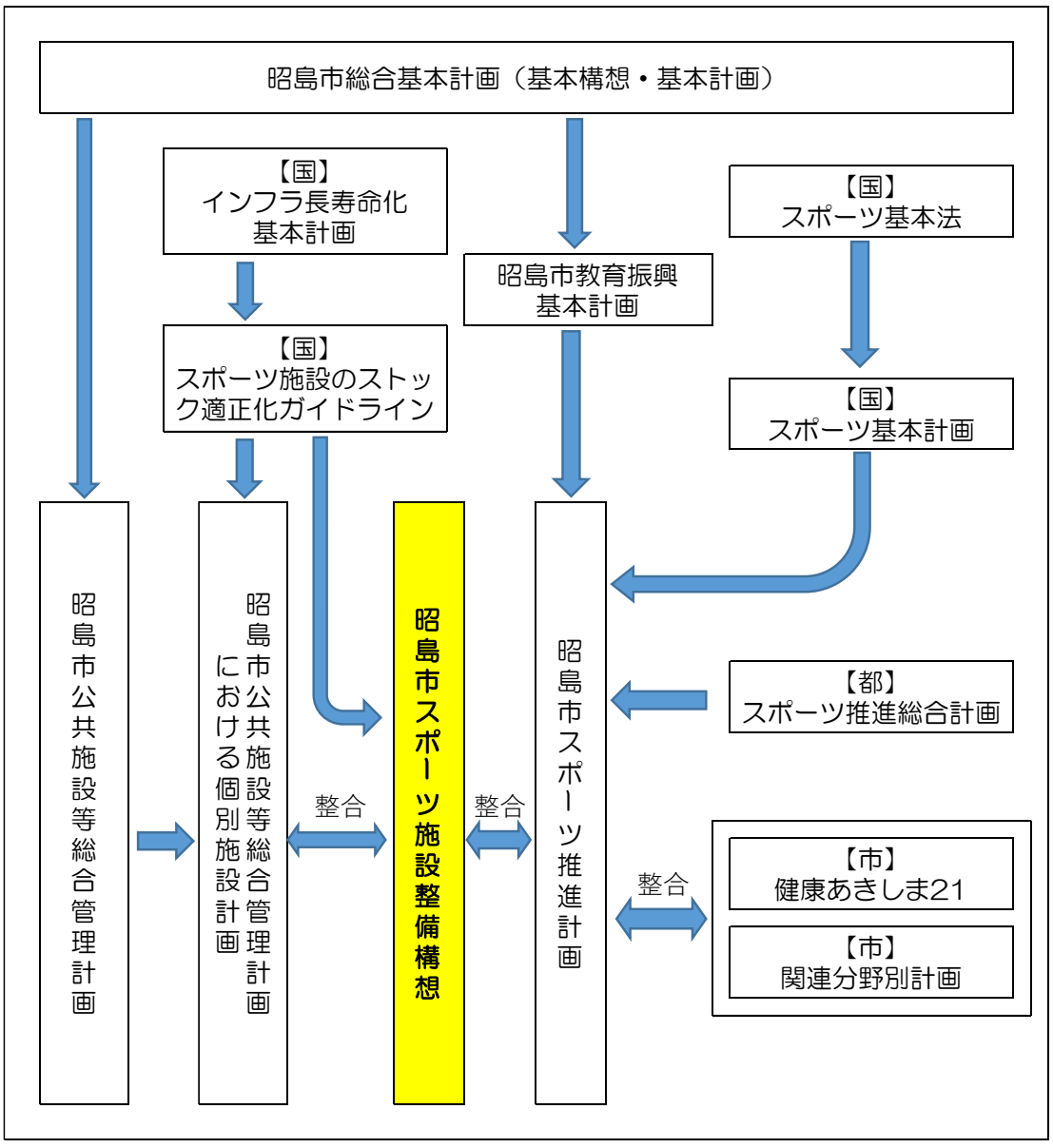

３　計画期間

本計画の計画期間は、「昭島市スポーツ推進計画」及び「個別施設計画」の計画期間の改定年度を見据え、令和 12（2030）年度までとします。

また、関連する計画も５年ごとに改定をしていることから本計画も５年ごとに計画内容の見直しを実施します。

ただし、スポーツ施設に大幅な状況変化があった場合には、随時見直します。

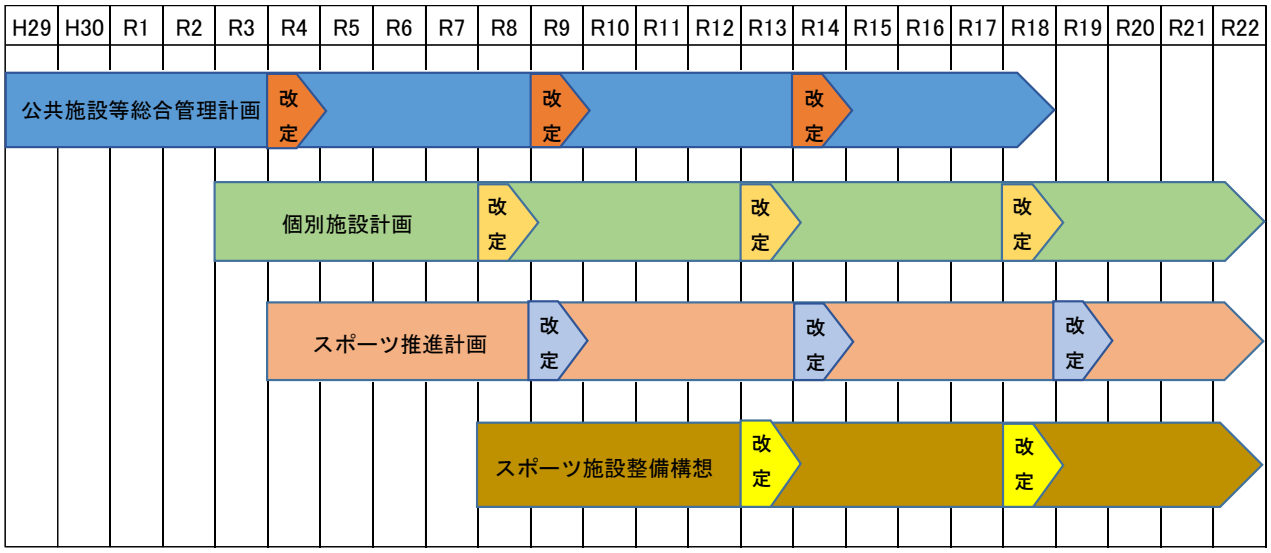

４　人口ビジョン

（１）　国の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（令和５（2023）年推計によれば、わが国の総人口は長期にわたって減少が続くとしています。平成 27（2015）年から令和２（2020）年の都道府県別の総人口の推移をみると、39 道府県で人口が減少しています。総人口が減少する都道府県は今後も増え、令和２（2020）年から令和７（2025）年にかけて東京都を除く 46 道府県が減少し、令和 22（2040）年から令和 27（2045）年以降は、東京都を含むすべての都道府県で減少すると推計されています。

本市の人口は、現在は微増で推移していますが、令和７（2025）年に人口のピークを迎え、その後減少傾向となり、令和２（2020）年から令和 32（2050）年までの 30 年間において、6,388 人（5.6%）が減少し、約 107,500 人余りになると見込まれています。

なお、年齢構成別の人口割合の推移をみると、年少人口は 2,495 人（18.09%）減少、生産年齢人口は 10,938 人（15.64%）減少する中で、老年人口は 7,045 人（23.3%）増加で推移していることから、超高齢社会が更に進行していく状況になっています。

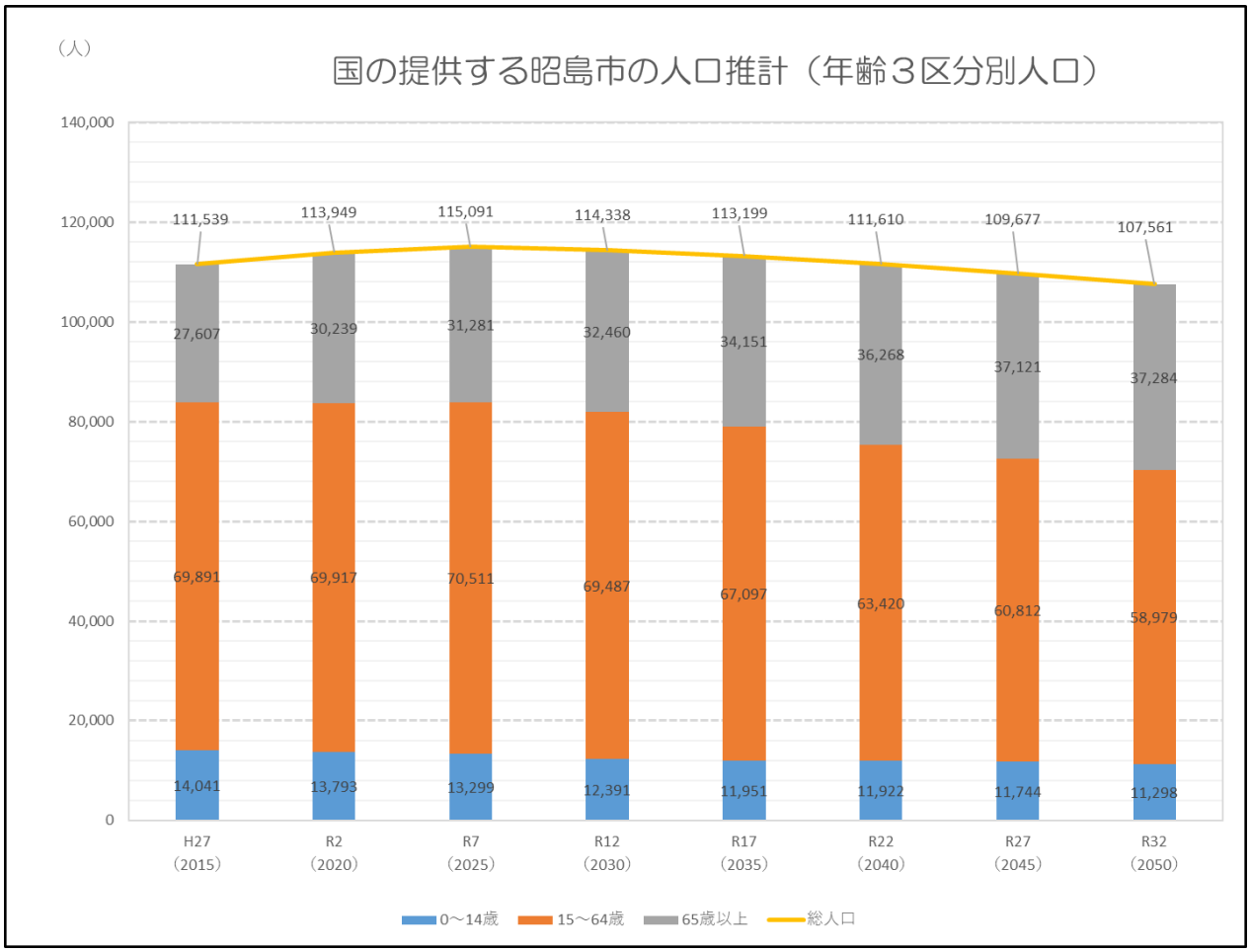

（２）　本市の人口推計

令和７（2025）年５月１日現在の本市の人口は、115,847 人です。年齢を３区分別にみると、０歳から 14 歳の年少人口は 13,570 人（11.71％）、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 71,727 人（61.92％）、65 歳以上の老年人口は 30,550 人（26.37％）の状況にあります。「総合戦略」における人口ビジョンの人口の将来展望は令和７（2025）年以降を減少と推計していますが、令和元（2019）年から令和６（2024）年は、微増で推移していることから、本市の将来人口の長期的な見通しについては、推計値より上回り、緩やかに下降すると考えられます。

しかしながら、本市の合計特殊出生率は平成 30（2018）年 1.41、令和５（2023）年 1.17 に減少したことから、０歳から 14 歳までの人口減少の要因になっています。

令和元（2019）年から令和 42（2060）年までの年齢３区分別人口推移と推計値は以下のとおりです。

なお、令和 13（2031）年以降の人口の将来展望については、「昭島市総合基本計画」における第３章人口ビジョン「人口の将来展望」等を検証の基本資料としました。

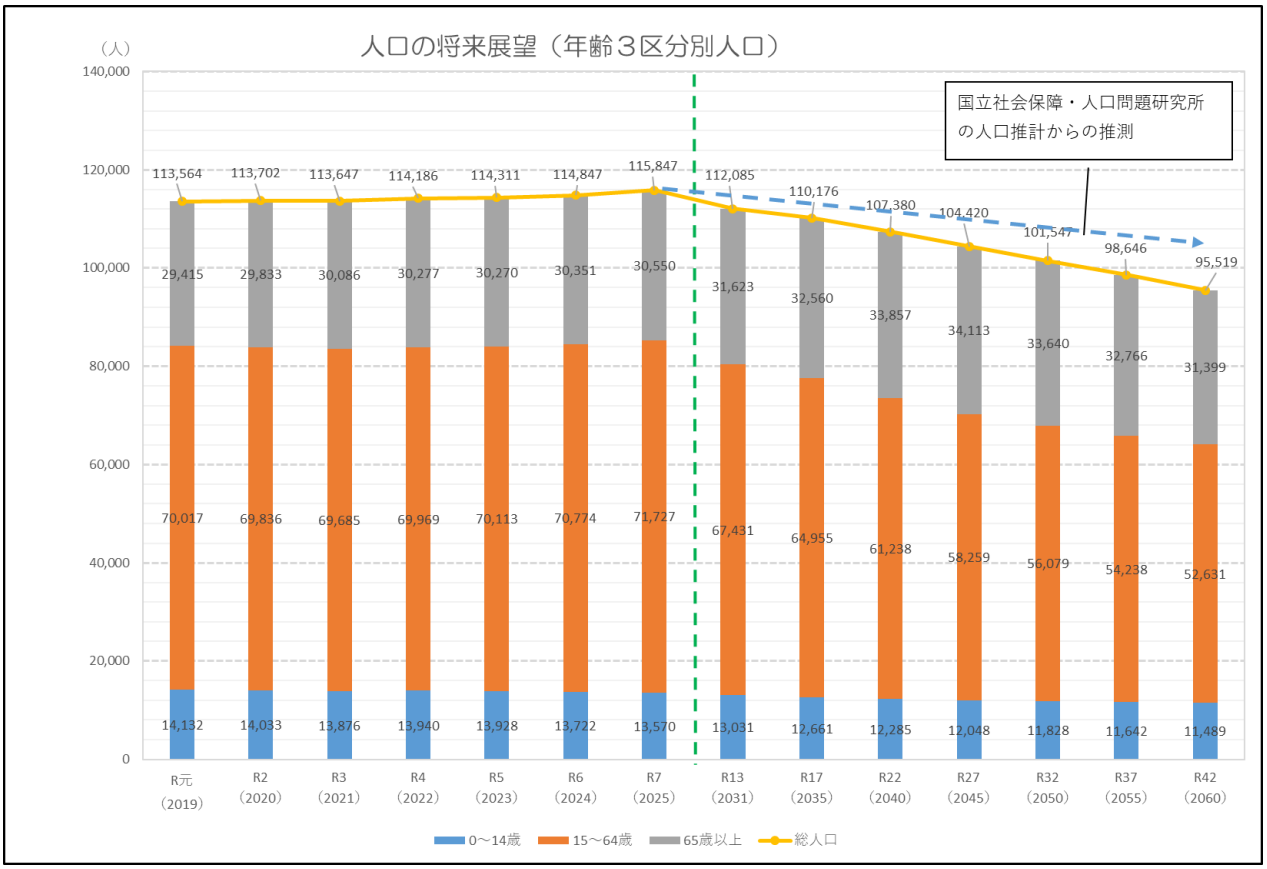

※　令和元（2019）年から令和７（2025）年までは、住民基本台帳の各年の５月１日現在の人口、令和 13（2031）年から令和 42（2060）年までは、総合戦略の人口ビジョンにおける人口の将来展望の推計値

合計特殊出生率（率）

	年						
	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和２年(2020)	令和３年(2021)	令和４年(2022)	令和５年(2023)
昭島市	1.32	1.41	1.34	1.31	1.25	1.28	1.17
市計	1.28	1.27	1.23	1.18	1.15	1.12	1.08
区計	1.20	1.19	1.13	1.12	1.09	1.04	0.98
区市町村	1.24	1.20	1.15	1.12	1.08	1.04	0.99

資料：人口動態統計　東京都保健医療局による

（３）　地域区分ごとの人口推計

「昭島市都市計画マスタープラン」では、まちづくりの方針に示した基本的な方向性を踏まえて、地形や土地利用など地域の特性に着目して、市全体を５つの地域に区分しています。

地域別の令和２（2020）年から令和 40（2058）年までの年齢３区分別の人口推計値は、以下のとおりです。

①　第　１　地域						
大神町（丁目外）、築地町、中神町（丁目外）、福島町（丁目外）、宮沢町（丁目外）、武蔵野２・３丁目、もくせいの杜１～３丁目						
令和７年１月１日現在		市全体	第１地域	割　合		
	面　　積	17.330㎢	3.257㎢	17.79%		
将来人口		０～14歳	15～64歳	65歳以上	合計	人口密度（人/㎢）
現状	令和２（2020）年	2,300人（11.9%）	12,350人（63.6%）	4,749人（24.5%）	19,399人	5,956人
現状	令和７（2025）年	2,579人（12.2%）	13,444人（63.9%）	5,033人（23.9%）	21,056人	6,465人
見通し	令和12（2030）年	2,771人（13.3%）	12,690人（61.1%）	5,316人（25.6%）	20,777人	6,379人
見通し	令和22（2040）年	2,416人（12.1%）	11,532人（57.5%）	6,100人（30.4%）	20,048人	6,155人

②　第　２　地域						
つつじが丘１～３丁目、美堀町１～５丁目、代官山１丁目～３丁目						
令和７年１月１日現在		市全体	第１地域	割　合		
	面　　積	17.330㎢	2.853㎢	16.46%		
将来人口		０～14歳	15～64歳	65歳以上	合計	人口密度（人/㎢）
現状	令和２（2020）年	1,444人（10.6%）	7,444人（54.9%）	4,678人（34.5%）	13,566人	4,755人
現状	令和７（2025）年	1,495人（10.5%）	7,721人（54.5%）	4,962人（35.0%）	14,178人	4,970人
見通し	令和12（2030）年	1,451人（10.9%）	6,928人（52.3%）	4,880人（36.8%）	13,259人	4,647人
見通し	令和22（2040）年	1,414人（11.3%）	6,536人（52.0%）	4,603人（36.7%）	12,553人	4,400人

③　第　３　地域						
東町１丁目～５丁目、郷地町１丁目～３丁目、玉川町１・３丁目、玉川町２・４・５丁目の一部、福島町１～３丁目						
令和７年１月１日現在		市全体	第１地域		割　合	
	面　　積	17.330㎢	2.145㎢		12.38%	
将来人口		０～14歳	15～64歳	65歳以上	合計	人口密度（人/㎢）
現状	令和２（2020）年	2,109人（11.6%）	10,982人（60.5%）	5,078人（27.9%）	18,169人	8,470人
現状	令和７（2025）年	2,112人（11.9%）	10,765人（60.8%）	4,845人（27.3%）	17,722人	8,262人
見通し	令和12（2030）年	1,963人（11.3%）	10,403人（59.8%）	5,037人（28.9%）	17,403人	8,113人
見通し	令和22（2040）年	1,812人（11.1%）	9,346人（57.2%）	5,177人（31.7%）	16,355人	7,625人

④　第　４　地域						
朝日町１～５丁目、大神町１～４丁目、昭和町１～５丁目、上川原町１～３丁目、田中町１～４丁目、玉川町２・４・５丁目の一部、中神町１～３丁目、松原町１丁目、宮沢町１～３丁目						
令和７年１月１日現在		市全体	第１地域		割　合	
	面　　積	17.330㎢	5.287㎢		30.51%	
将来人口		０～14歳	15～64歳	65歳以上	合計	人口密度（人/㎢）
現状	令和２（2020）年	5,197人（13.1%）	24,855人（62.8%）	9,537人（24.1%）	39,589人	7,488人
現状	令和７（2025）年	4,779人（12.0%）	25,396人（63.7%）	9,691人（24.3%）	39,886人	7,544人
見通し	令和12（2030）年	4,426人（11.4%）	24,232人（62.2%）	10,264人（26.4%）	38,922人	7,362人
見通し	令和22（2040）年	4,244人（11.3%）	21,779人（58.2%）	11,432人（30.5%）	37,455人	7,084人

⑤　第　５　地域						
拝島町1～６丁目、松原町２～５丁目、緑町１～５丁目						
令和７年１月１日現在		市全体	第１地域		割　合	
	面　　積	17.330㎢	3.788㎢		21.86%	
将来人口		０～14歳	15～64歳	65歳以上	合計	人口密度（人/㎢）
現状	令和２（2020）年	2,906人（12.7%）	13,989人（61.2%）	5,971人（26.1%）	22,866人	6,036人
現状	令和７（2025）年	2,734人（12.0%）	14,133人（62.0%）	5,943人（26.0%）	22,810人	6,022人
見通し	令和12（2030）年	2,529人（11.4%）	13,551人（61.2%）	6,055人（27.4%）	22,135人	5,843人
見通し	令和22（2040）年	2,399人（11.4%）	12,045人（57.4%）	6,545人（31.2%）	20,989人	5,541人

※　見通しの人口は、「昭島市都市計画マスタープラン」における将来人口の推測値

①　第１地域

本地域の令和７（2025）年と令和２（2020）年の人口比較では、1,657 人増と他地域が小幅な増減の中で際立っています。

他地域との人口割合の比較では、人口密度第３位、０歳から 14 歳、15 歳から 64 歳、65 歳以上の各年齢層で第３位にあり、市内でも平均的な地域と考えられます。

近年は大規模な住宅建設が行われていることに加え、開発可能な広大な土地が地域内に存在していることから、今後、更なる流入人口が見込まれる地域にあります。

②　第２地域

本地区の令和７（2025）年と令和２（2020）年の人口比較では、612 人増の状況にあります。

他地域との人口割合の比較では、人口密度第５位、０歳から 14 歳及び 15 歳から 64 歳の年齢層は第５位、65 歳以上の年齢層は第４位にあり、比較的高齢者世帯が居住している地域と考えられます。

現在、昭島駅北側の大規模な集合住宅の建設が進められており、人口増や年齢構成については今後も変化するものと考えられます。

③　第３地域

本地域の令和７（2025）年と令和２（2020）年の人口比較では、447 人減の状況にあります。

他地域との人口割合の比較では、人口密度第１位、０歳から 14 歳及び 15 歳から 64 歳の年齢層は第４位、65 歳以上の年齢層は第５位にあります。

現在の人口は減少傾向にあります。地域全体に住宅地が形成され、人口密度が高い状況にあることから、年齢構成も少子高齢化の影響により今後、変化するものと考えられます。

④　第４地域

本地域の令和７（2025）年と令和２（2020）年の人口比較では、297 人増の状況にあります。

他地域との人口割合の比較では、人口密度第２位、０歳から 14 歳、15 歳から 64 歳、65 歳以上の各年齢層で第１位にあります。

現在の人口は増加傾向にあります。第３地域と同様に、地域全体に住宅地が形成され、人口密度が高い状況にあることから、年齢構成も少子高齢化の影響により今後、変化するものと考えられます。

⑤　第５地域

本地域の令和７（2025）年と令和２（2020）年の人口比較では、56 人減の状況にあります。

他地域との人口割合の比較では、人口密度第４位、０歳から 14 歳、15 歳から 64 歳、65 歳以上の各年齢層の全てにおいて第２位にあります。

現在の人口は横ばいの傾向にあります。地域内は、住宅地が大半を占めており、農地も多く存在しており、工場や大型商業施設の撤退した土地もあることから、これらが住宅建設と転じた場合には、人口増や年齢構成も今後、変化するものと考えられます。

５　財政状況

我が国の経済状況は、平成３（1991）年以来の高い水準となる賃上げや、過去最大規模となる設備投資、過去最高を更新した企業収益、バブル期の水準を取り戻した株価などを背景に景気は緩やかに回復していることが伺えます。

今後重要となることは、物価上昇に負けない賃金上昇の実現であり、安定的な物価上昇の下での持続的かつ構造的な賃上げです。高い賃上げに支えられて消費が増加し、企業収益が押し上げられ、それがまた賃金上昇とういう形で家計に還元され、次の消費につながっていく好循環が求められています。

本市の「昭島市総合基本計画」における財政的な見通し（財政計画）は、コロナ禍以後、厳しい社会経済情勢の先行き不透明な状況が続いている中で、令和４年度から令和８年度までを前期基本計画期間として策定されました。

前述のような国の経済動向を背景としながら、令和９(2027)年度から令和13(2031)年度の後期計画期間については、改めて「財政計画」を検討することとしており、ここでは、本市の決算状況と、前期基本計画期間最終年度（令和８（2026）年度）までの「財政計画」の見通しを示します。

（単位：百万円）

区分		令和４年度 決算額	令和５年度 決算額	令和６年度 決算額	令和７年度 予算額	令和８年度 計画（推計）値
歳入額（一般会計）		52,148	54,786	53,024	56,360	45,557
歳出額（一般会計）		49,629	52,671	51,527	56,360	45,557
財政調整基金		7,855	9,249	9,202	6,467	5,868
	積立額	0	2,144	753	45	1
	取崩額	700	750	800	2,780	600
公共施設整備等資金積立基金		7,412	8,447	8,455	8,083	7,929
	積立額	1,816	1,596	308	278	202
	取崩額	300	561	300	650	356
市債残高		16,227	16,468	16,297	17,672	17,958
	借入額	374	2,016	1,536	3,026	1,806
	償還額	2,179	1,775	1,707	1,651	1,520

令和７年度予算額は当初予算額を掲載
令和８年度計画値は前期基本計画の推計値を掲載

前期基本計画の当初は、コロナ禍の影響をはじめ人口減少や超高齢社会がもたらす社会構造の変化などの課題への取組に加え、脱炭素社会・環境負荷低減に向けた環境問題やＤＸの推進などの新たな行政課題への積極的な取組など、様々な施策が展開されました。

コロナ禍以後、長期化する物価高騰対策や子育て支援への取組のほか、学校給食共同調理場整備事業や市民総合交流拠点施設整備事業をはじめとする大規模建設事業などの財政需要に対応するため、財政調整基金や公共施設整備等資金積立基金を取崩す

状況にあります。加えて市債については、前期基本計画の当初より借入額の重要度が増してきており、財政運営の長期的な観点から基金と市債のバランスに配慮した運営に努めています。

このような状況を踏まえ、公共施設ついては、これまで「公共施設等総合管理計画」に基づき、市民サービスの維持向上を前提としつつ、老朽度合いに応じた長寿命化をはじめ、施設の特性に応じた適切な維持管理に努めてきました。

一方で、市役所本庁舎や学校施設をはじめとした各施設の劣化状況等の調査を進める中、全体的な課題が明らかになり、一連の調査結果を精査するとともに、将来のまちの姿を総合的に見据えた、具体的な「個別施設計画」の改定に着手することとしております。

今後の公共施設の在り方については、近年の物価高騰や労務単価の上昇に伴い事業経費は右肩上がりに増大しており、必要とされる財源には限界があることから、財政負担の平準化を前提に、引き続き公共施設等の総量縮減、縮小及び適正な再配置や長寿命化等に努めなければならない状況にあります。加えて、今後のスポーツ施設整備にあたっては、その経費に対応するための新たな財源の確保にも努めなければならない状況にあります。

第２章　スポーツ施設の現状と課題

１　スポーツ施設の基礎情報

市内には、小中学校の体育館・運動場やゲートボール場などの施設がありますが、スポーツ施設としては、学校施設開放校及び学校跡地施設を含め、体育館、陸上競技場、サッカー場、野球場など合計で 35 施設を設置しています。その他、スポーツ施設として活用が期待できる用地が２か所あります。

（１）　市内スポーツ施設

施設番号	施設名	施設種別	機能	住所	構造	設置年	施設規模・設備概要	備考
1	総合スポーツセンター	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	東町五丁目	RC造	S48	【A棟】屋内温水プール、柔・剣道場、トレーニングルーム、第1軽体操室、研修室、事務室他 【B棟】第1・2体育室（クライミングウォール）、第2軽体操室他 【C棟】弓道場 【延床面積】7,949.45㎡	
2	S&D昭島スタジアム（市民球場）		野球場	東町五丁目	RC造	H21	球場全体面積 16,406㎡ 管理棟など　619.68㎡	
3	昭和公園テニスコート		テニスコート	東町五丁目	－	－	施設面積　5,875.1㎡ クレイコート５面、全天候２面	
4	昭和公園陸上競技場		陸上競技場 サッカー場	東町五丁目	－	－	施設面積　23,873.2㎡ 400mトラック、インフィールド（人工芝）101m×71m	多目的運動場
5	大神公園野球場		野球場	大神町四丁目	－	－	大神公園全体の敷地面積 44,680.33㎡　　４面	
6	大神公園サッカー場		サッカー場	大神町四丁目	－	－	大神公園全体の敷地面積 44,680.33㎡１面	
7	多摩川緑地くじら運動公園野球場		野球場	宮沢町三丁目	－	－	多摩川緑地くじら運動公園 敷地面積 106,194.33㎡　４面	
8	多摩川緑地くじら運動公園ソフトボール場		ソフトボール場	宮沢町三丁目	－	－	多摩川緑地くじら運動公園 敷地面積 106,194.33㎡　４面	
9	多摩川緑地くじら運動公園サッカー場		サッカー場	宮沢町三丁目	－	－	多摩川緑地くじら運動公園の 敷地面積 106,194.33㎡　２面	少年用サッカー場
10	多摩川緑地くじら運動公園テニスコート		テニスコート	宮沢町三丁目	－	－	多摩川緑地くじら運動公園の敷地面積 106,194.33㎡クレイコート５面	
11	美ノ宮公園ソフトボール場		ソフトボール場	武蔵野二丁目	－	－	美ノ宮公園 ソフトボール　7,200㎡　１面	
12	みほり体育館		体育館	美堀町四丁目	RC造 S造	H10	体育室　420㎡、研修室　66㎡ ホール71㎡	都営住宅建物内
13	市民プール		プール	宮沢町三丁目	S造	H４	敷地面積　5,197㎡ 管理棟延床面積　650.61㎡	
14	アキシマエンシス（体育館）	学校教育系施設	体育館	つつじが丘三丁目	RC造	S55	体育館延床面積　1,041.50㎡	
15	つつじが丘小学校	学校教育系施設	グランド	つつじが丘二丁目	－	－	学校敷地全体面積 ：16,500.99㎡	学校施設開放 ：夜間照明施設

施設番号	施設名	施設種別	機能	住所	構造	設置年	施設規模・設備概要	備考
16	昭和中学校	学校教育系施設	グランド	東町二丁目	－	－	学校敷地全体面積 ：25,341.63㎡	学校施設開放 ：夜間照明施設
17	昭和中学校		テニスコート	東町二丁目	－	－	クレイコート　７面	学校施設開放 ：夜間照明施設
18	旧拝島第四小学校	学校教育系施設	体育館	拝島町四丁目	RC造	S47	体育館建築面積：872.99㎡	学校跡地運動施設開放
19	旧拝島第四小学校		グラウンド		－	－	学校敷地全体面積 ：12,833.82㎡	学校跡地運動施設開放：夜間照明施設
20	勤労商工市民センター	産業系施設	体育室	昭和町三丁目	RC造	S51	延床面積2,243.33㎡ 体育室面積　約317㎡（倉庫除く）	
21	児童センター 「ぱれっと」	子育て支援施設	遊戯室	つつじが丘二丁目	RC造	H15	延床面積：1,394.99㎡ 遊戯室面積：175.9㎡	

※　赤枠は、広く市民に利用されている施設

（２）　バスケットボールの練習ができる公園

施設番号	施設名	施設種別	機能	住所	構造	設置年	施設規模・設備概要	備考
①	昭和公園	公園	バスケットボールのゴール	東町五丁目	－	－	個人がレクリエーションの一環として利用するバスケットボールゴールを設置	
②	つつじが丘公園	公園		つつじが丘三丁目	－	－		
③	上水南第一公園	公園		美堀町五丁目	－	－		
④	美堀町四丁目公園	公園		美堀町四丁目	－	－		
⑤	エコパーク	公園		美堀町三丁目	－	－		

（３）　卓球の利用ができる市立会館

施設番号	施設名	施設種別	機能	住所	構造	設置年	施設規模・設備概要	備考
❶	福島会館	市立会館	第１集会室	福島町一丁目	RC造	H３	第１集会室　190.52㎡	
❷	朝日会館	市立会館	第１集会室	朝日町五丁目	RC造	S59	第１集会室　182.58㎡	２分割の集会室の合計
❸	堀向会館	市立会館	集会室	美堀町二丁目	RC造	S44	集会室　61.11㎡	
❹	大神会館	市立会館	集会室	大神町三丁目	RC造	S46	集会室　97.2㎡	
❺	昭和会館	市立会館	第１集会室	松原町一丁目	RC造	S47	第１集会室　131.68㎡	
❻	拝島会館	市立会館	集会室	拝島町二丁目	RC造	S43	集会室　139.6㎡	
❼	やまのかみ会館	市立会館	集会室	拝島町三丁目	RC造	H11	集会室　139㎡	都営住宅建物内
❽	武蔵野会館	市立会館	第1・2・3集会室のいずれか	中神町1172	RC造	H17	第１集会室　70.65㎡、第２集会室　49.93㎡、第３集会室　56.78㎡	
❾	富士見会館	市立会館	集会室	中神町1282	RC造	H２	第１集会室　228.55㎡	２分割の集会室の合計、都営住宅建物内

（４）　種別ごとの施設数

種　　別	施設数	種　　別	施設数	種　　別	施設数
体育館	６施設	陸上競技場・サッカー場	１施設	サッカー場	２施設
野球場	３施設	ソフトボール場	２施設	テニスコート	３施設
グラウンド	３施設	プール	１施設	バスケットボールのゴール	５施設
卓球のできる市立会館	９施設	合　　計	35施設		

（５）　スポーツ施設として活用が期待できる敷地

施設番号	施設名	施設種別	機能	住所	構造	設置年	施設規模・設備概要	備考
A	旧拝島公園プール跡地含む周辺	公園	－	拝島町一丁目	－	－	プール跡地　約5,000㎡、拝島公園プール跡地西側　約3,900㎡	
B	残堀川調節池	調節池	－	もくせいの杜二丁目	－	－	貯留面積：昭島市 21,969㎡ 立川市 28,031㎡、合計50,000㎡	

２　スポーツ施設ごとの実施可能な主な種目

地域区分	施設番号	施設名	施設					スポーツ利用でよく使われている競技															備考
			屋内施設	屋外施設	照明（屋外）	使用料		陸上競技	バレーボール	バドミントン	バスケットボール	卓球	野球	ソフトボール	サッカー	テニス	ラグビー	水泳	柔道	剣道・空手など	弓道	
						無料	有料																
第1地域	11	美ノ宮公園（ソフトボール）		●		●								●								
	❽	武蔵野会館（卓球）	●			●						●										
	❾	富士見会館（卓球）	●			●						●										
	B	残堀川調節池																				スポーツ施設として活用が期待できる施設
第2地域	12	みほり体育館	●				●		●	●	●	●								●		
	14	アキシマエンシス（体育館）	●				●		●	●	●	●								●		
	15	つつじが丘小学校（グラウンド）		●	●		●	●						●	●							照明設備使用時のみ有料
	18	児童センター「ぱれっと」（遊戯室）	●			●			▲		▲	●								●		
	②	つつじが丘公園（バスケットゴールポスト）		●		●					▲											
	③	上水南第一公園（バスケットゴールポスト）		●		●					▲											
	④	美堀町四丁目公園（バスケットゴールポスト）		●		●					▲											
	⑤	エコパーク（バスケットゴールポスト）		●		●					▲				●							
	❸	堀向会館（卓球）	●			●						●										
第3地域	1	総合スポーツセンター	●				●		●	●	●	●						●	●	●	●	フットサル・スポーツクライミング
	2	S＆D昭島スタジアム（市民球場）		●			●						●									
	3	昭和公園テニスコート		●			●									●						
	4	昭和公園陸上競技場		●			●	●							●		▲					多目的運動施設
	16	昭和中学校（グラウンド）		●	●		●	●					●	●	●							照明設備使用時のみ有料
	17	昭和中学校（テニスコート）		●	●		●									●						
	①	昭和公園（バスケットゴールポスト）		●		●					▲											
	❶	福島会館（卓球）	●			●						●										

地域区分	施設番号	施設名	施設					スポーツ利用でよく使われている競技															備考
			屋内施設	屋外施設	照明（屋外）	使用料		陸上競技	バレーボール	バドミントン	バスケットボール	卓球	野球	ソフトボール	サッカー	テニス	ラグビー	水泳	柔道	剣道・空手など	弓道	
						無料	有料																
第4地域	5	大神公園野球場		●		●							●									
	6	大神公園サッカー場		●		●									●							
	7	多摩川緑地くじら運動公園（野球場）		●		●							●									
	8	多摩川緑地くじら運動公園（ソフトボール場）		●		●								●								
	9	多摩川緑地くじら運動公園（サッカー場）		●		●									●							
	10	多摩川緑地くじら運動公園（テニスコート）		●		●										●						
	13	市民プール		●			●											●				休止中
	20	勤労商工市民センター（体育室）	●				●		●	●		●								●		
	❷	朝日会館（卓球）	●			●						●										
	❹	大神会館（卓球）	●			●						●										
	❺	昭和会館（卓球）	●			●						●										
第5地域	18	旧拝島第四小学校（体育館）	●			●			●	●	●	●								●		
	19	旧拝島第四小学校（グラウンド）		●			●	●						●	●							照明設備使用時のみ有料
	❻	拝島会館（卓球）	●			●						●										
	❼	やまのかみ会館（卓球）	●			●						●										
	A	旧拝島公園プール跡地含む周辺																				スポーツ施設として活用が期待できる施設

● 実施可能なスポーツ：▲ 試合や競技としての利用は不可：■ 利用が想定されるスポーツ

３　スポーツ施設の利用状況

総合スポーツセンターなどの 20 か所のスポーツ施設における、令和元年度から令和５年度の利用状況は、以下のとおりです。なお、児童センター「ぱれっと」及びバスケットボールの練習ができる公園並びに卓球の利用ができる市立会館については、施設の主たる設置目的に基づいて利用されているため、本ページ以降の対象から除きます。

単位：人

施設番号	施設名	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
1	総合スポーツセンター 注１・注８・注９	97,425		119,586		133,682		176,472		190,469	
		団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人
	第一・二体育室	29,762	－	34,627	－	10,328	－	34,054	－	37,461	－
	柔道場	6,956	注１	6,216	202	9,170	756	7,754	988	3,894	569
	剣道場	8,383	注１	11,134	78	15,407	412	12,738	502	12,881	729
	弓道場	5,421	注１	6,675	316	2,191	323	7,962	846	7,887	803
	第一・二軽体操室	17,001	注１	18,851	226	16,766	358	24,942	782	24,196	737
	屋内温水プール	注１	13,973	1,061	19,217	4,832	33,649	5,673	37,188	8,477	41,362
	トレーニングルーム	－	15,018	－	18,867	－	36,914	－	41,231	－	50,248
	研修室	911	－	2,116	－	2,576	－	1,812	－	1,225	－
2	Ｓ＆Ｄ昭島スタジアム（市民球場） 注２	20,563		11,607		22,347		21,075		30,406	
3	昭和公園テニスコート 注２	25,398		26,137		28,939		28,042		38,476	
4	昭和公園陸上競技場 注２	18,523		20,913		29,494		52,447		48,990	
		球技	陸上	球技	陸上	球技	陸上	球技	陸上	球技	陸上
	球技	17,858	665	18,923	1,990	24,834	4,660	27,676	24,771	23,646	25,344
5	大神公園野球場 注７	42,712		34,336		43,160		42,323		33,691	
6	大神公園サッカー場 注７	9,125		11,423		20,235		31,281		24,126	
7	多摩川緑地くじら運動公園（野球場） 注７	57,635		53,275		86,273		63,084		81,280	
8	多摩川緑地くじら運動公園（ソフトボール場） 注７	21,718		19,300		16,920		20,360		24,337	
9	多摩川緑地くじら運動公園（サッカー場） 注７	12,550		13,884		37,597		33,791		27,933	
10	多摩川緑地くじら運動公園（テニスコート） 注７・注10	20,246		18,429		23,879		24,565		24,337	
11	美ノ宮公園（ソフトボール） 注２	6,844		5,588		5,408		5,623		5,160	
12	みほり体育館 注３・注11	10,685		12,645		15,217		7,954		9,818	
		団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人
		10,685	注３	12,378	267	14,077	1,140	7,111	843	8,069	1,749

単位：人

施設番号	施設名	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
13	市民プール　注４	―		―		―		―		―	
14	アキシマエンシス（体育館）　注５	9,971		248		4,333		11,084		16,155	
15	つつじが丘小学校（グラウンド）　注５	1,129		200		934		2,097		3,517	
16	昭和中学校（グラウンド）　注５	1,327		262		544		1,926		1,526	
17	昭和中学校（テニスコート）　注５	477		20		136		584		460	
18	旧拝島第四小学校（体育館）　注５	588		―		4,076		6,573		6,770	
19	旧拝島第四小学校（グラウンド）　注５・注12	1,550		2,778		5,357		8,301		6,361	
		団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人
		1,124	426	2,738	40	3,975	1,382	5,520	2,781	4,308	2,053
20	勤労商工市民センター（体育室）　注６	5,876		9,824		13,516		12,921		13,166	

○　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置

注１　令和２年３月２日から６月７日まで及び令和３年４月25日から６月８日まで休館。
令和３年６月９日から10月24日まで及び令和４年１月21日から３月21日まで夜間利用一部休止。
屋内温水プール及びトレーニングルームについては、令和３・４年度に利用人数及び利用時間を一部制限。

注２　令和２年３月２日（市民球場は３月14日）から６月７日まで及び令和３年４月25日から５月31日まで利用休止。
令和４年３月11日（芝生育成期間終了日）から４月24日まで市民球場の夜間利用一部休止。

注３　令和２年３月２日から６月14日まで及び令和３年４月25日から６月８日まで休館。
令和３年１月12日から４月24日まで及び令和３年６月９日から10月24日まで並びに令和４年１月21日から３月21日まで夜間利用の全部又は一部休止。

注４　開設を休止。

注５　令和３年４月から10月24日まで利用中止。

注６　令和２年３月２日から６月８日まで休館及び令和２年度は個人利用は休止。

○　令和元年台風第19号の被害による措置

注７　令和元年10月12日から令和２年６月30日まで利用休止。

○　改修工事による措置

注８　Ｂ棟外壁改修工事に伴い、令和４年７月１日から令和５年３月31日までＢ棟及びＣ棟（弓道場）は利用休止。

注９　屋上防水改修工事に伴い、令和６年４月１日から８月31日まで第一体操室、柔道場及び研修室は利用休止。

注10　テニスコート整備に伴い、令和６年３月１日から３月31日までテニスコートは利用休止。

注11　空調機器設置工事等に伴い、令和６年４月１日から７月12日までみほり体育館は利用休止。

注12　ＬＥＤ照明器具交換工事に伴い、令和６年９月１日から９月20日まで及び令和６年10月28日から11月22日まで旧拝島第四小学校（校庭）は利用休止。

４　スポーツ施設の維持管理経費

施設番号	施設名	年　度	管理経費		収　　入
1	総合スポーツセンター	令和４年度	445,816,294		34,125,590
			外壁等改修工事	（内）226,835,400	
		令和５年度	249,595,319		45,778,430
			施設修繕料	（内）36,433,210	
		令和６年度	232,382,119		48,247,180
			施設修繕料	（内）10,483,528	
2 ～ 11	昭和公園・大神公園・多摩川緑地くじら運動公園運動施設等、美ノ宮公園ソフトボール場	令和４年度	97,668,121		20,818,391
			テニスコート改修工事	（内）24,575,100	
		令和５年度	59,383,766		24,450,981
		令和６年度	80,811,893		23,970,441
12	みほり体育館	令和４年度	6,914,710		2,154,750
		令和５年度	34,882,106		1,233,700
			床改修・空調機器設置工事	（内）28,160,000	
		令和６年度	19,045,256		1,392,670
			床改修・空調機器設置工事	（内）11,501,600	
13	市民プール	令和４年度	0		0
		令和５年度	0		0
		令和６年度	0		0
14	アキシマエンシス	令和４年度	267,269,947		448,900
		令和５年度	278,915,624		618,650
		令和６年度	318,195,700		530,400
15 ～ 19	学校施設（旧拝島第四小学校含む）	令和４年度	1,850,862		216,200
			旧拝四小監理委託	（内）1,437,744	
		令和５年度	1,980,563		476,000
			旧拝四小監理委託	（内）1,681,465	
		令和６年度	1,850,575		454,800
			旧拝四小監理委託	（内）1,531,664	
20	勤労商工市民センター	令和４年度	62,670,963		5,456,627
			施設修繕料	（内）31,843,460	
		令和５年度	29,031,037		4,804,527
			施設修繕料	（内）316,746	
		令和６年度	38,921,390		4,649,950
			施設修繕料	（内）7,332,116	

注１　総合スポーツセンターにおける収入の内、駐車場使用料
- ・令和４年度　5,614,500円
- ・令和５年度　7,172,650円
- ・令和６年度　7,295,200円

注２　昭和公園運動施設等における収入の内、公園内行為許可及び駐車場使用料
- ・令和４年度　9,067,631円
- ・令和５年度　13,177,721円
- ・令和６年度　10,684,211円

注３　アキシマエンシスの管理経費は、施設全体の管理経費

注４　勤労商工市民センターにおける収入の内、体育室及び卓球台使用料
- ・令和４年度　2,480,800円
- ・令和５年度　1,953,300円
- ・令和６年度　2,348,180円

５　スポーツ施設整備にあたっての課題

本市のスポーツ施設については、屋内施設の核となる総合スポーツセンターにおける近年の大規模な改修工事からも分かるように、様々なスポーツ施設において老朽化が進行してきており、計画的な整備の必要性が求められています。また、利用状況については徐々にコロナ禍前の利用状況に戻りつつあり、スポーツ施設への需要の高まりも伺えることから、市民のスポーツ施設に対するニーズを的確に捉えるとともに、国や都などの補助金を前提としながら、さらには本市の財政的な見通しも踏まえると施設の複合化なども視野に入れた施設整備や再編への取組が重要であると言えます。加えて各施設の利用が持続可能となるよう、適用できる管理手法（PPP や PFI の導入など）について具体的な検討も進めていくことも必要であります。

そのほか、市内のスポーツ施設整備にあたっては、地域特性に配慮した取組が求められております。市域を東西で捉えると、市域東側では、スポーツ施設の中心的な役割を担っている昭和公園は、平成 14 年３月に策定された「昭島市立昭和公園整備構想」を踏まえて市民球場の改修は行われましたが、昭和公園全体を見据えた改定を進めていく必要があります。

なお、改定にあたり、現在休止している屋外の市民プールについては、昨今の夏の異常な暑さによる利用制限や本施設の再開に見込まれる多額な施設修繕費用を踏まえると廃止することを前提に、これに代わる屋内プールの整備に向けた検討が必要となります。

また、平成 27（2015）年２月に策定された「立川基地跡地残堀川調節池運動施設計画」についても、本年度改定に着手しており、整備するスポーツ施設の概略や整備費及び維持管理経費などの財政面について、前計画よりも物価高騰などの社会状況の変化を踏まえた詳細な課題整理が必要となります。

一方、市域西側では、みほり体育館や旧拝島第四小学校がスポーツ施設として利用はされているものの、スポーツ施設が充足している状況ではありません。旧拝島公園プール跡地や隣接する公園用地の一部をスポーツ施設として活用することが期待されており、その整備に向けた具体的な計画が求められています。

第３章　個別施設整備方針

１　スポーツ施設の現況評価（１次評価）

個々のスポーツ施設の１次評価として、安全、安心及び快適な利用に必要となる施設の性能を把握するため、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を参考に施設の「安全性・機能性」や「経済性」、「耐震性」に関する基礎情報を整理し、その情報をもとに施設の方向性及び整備手法の検討を行います。

ただし、この「１次評価」は、簡易的な検討であり、「スポーツ施設の基本方針に関する検討【２次評価】」を行い、「個別施設計画」を立案します。

特に、施設の方向性が「改廃」対象となった施設の「再整備」若しくは「廃止」の検討は、「スポーツ施設の基本方針に関する検討【２次評価】」において行います。ただし、「個別施設の方向性に関する検討【１次評価】」において、明らかに劣化が進行し、評価が劣る施設に関しては「廃止」を検討します。

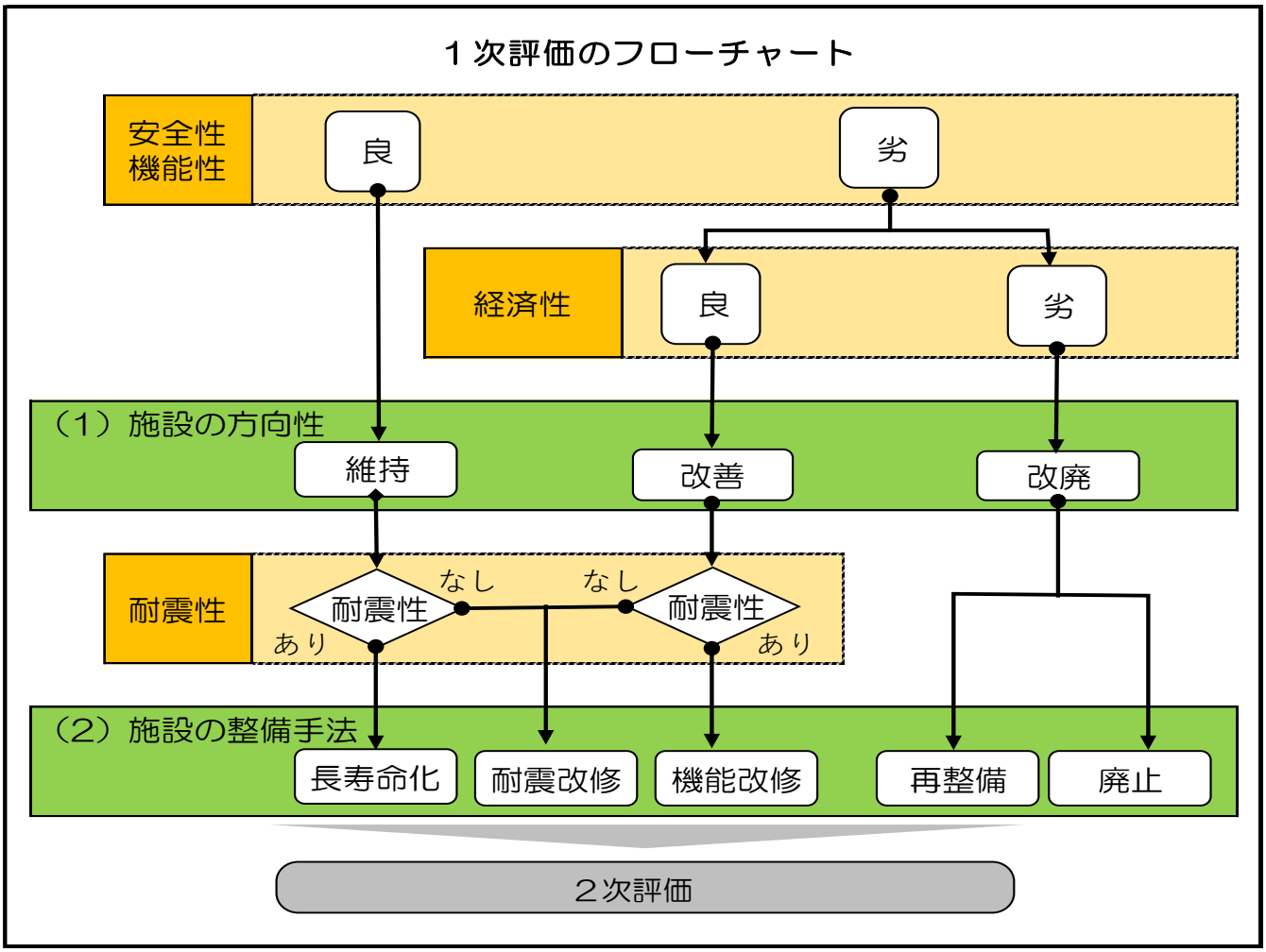

（１）　施設の方向性及び整備手法の検討

それぞれの施設に対して「維持」「改善」「改廃」の方向性及び整備手法を検討します。

①　「安全性・機能性」の評価

下記の表の考え方に基づき「良」「劣」の評価を行います。

「安全性・機能性」の評価の考え方

評　価　基　準	評　価
○　全体的に劣化・不具合等の事象が確認されない ○　部分的な劣化・不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低い（日常的な保守管理及び経過観察により対応） ○　法定点検での是正報告がない、又は是正事項が既に改善されている（改善予定も含む） ○　スポーツ施設の安全対策がなされている	→良
○　全体的な劣化・不具合等、若しくは著しい劣化・不具合等の事象が確認され、全面的な補修若しくは改修が必要である ○　劣化・不具合等の事象により、重大な事故、施設の利用制限、又は緊急に補修若しくは改修が必要である ○　法定点検での是正報告があり、是正が長期間放置されている、若しくは重大な事故、施設の利用制限が想定される ○　重大な事故の恐れがある安全に関する対策が実施されていない	→劣

②　「経済性」の評価

「安全性・機能性」の評価において「劣」と評価された施設について、「経済性」に関し、下記の表の考え方に基づき「良」「劣」の評価を行います。

「経済性」の評価の考え方

評　価　基　準	評　価
○　改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない ○　収入が多く、今後も施設利用が見込める ○　維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある	→良
○　改善コスト及び維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がない ○　相対的、若しくは目標値に対して、著しく状況が悪い	→劣

③　安全性・機能性・経済性における現況評価の基準

指　標	評　価　基　準
A	○　全体的に健全である ○　緊急の修繕の必要性がないため、日常の維持保全で管理するもの
B	○　全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している ○　緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの
C	○　全体的な劣化が進行している ○　現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修若しくは更新が必要なもの
D	○　全体的に顕著な劣化がある ○　重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修若しくは更新が必要とされる

④　施設の方向性及び整備手法の検討

下記の表の考え方に基づき施設の方向性及び整備手法を検討します。

なお、施設の方向性が「維持」又は「改善」となった施設（屋内施設）は、「耐震性」の評価を行い、施設の整備手法について検討を行います。

施設の方向性及び整備手法の考え方

方向性	整備手法	内　　容
維　持	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長く使用する
改　善	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する
	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する
改　廃	再 整 備 （改　築）	現状の施設を解体し、現地若しくは別の敷地に新たに施設を整備する
	廃　　止	施設を解体・撤去する

（２）　現況評価結果（１次評価）

No.	施　設　名	施設種別	該当地域	安全性・機能性						経済性				耐震性				施設の方向性	整備手法
				安全性	機能性	屋外施設	安全対策	その他	評価	改善コスト	維持管理コスト	収入	評価	設置年	耐震基準	耐震診断	評価		
1	総合スポーツセンター	体育館	第３	C	B	－	B	B	劣	C	C	C	劣	1973 (S48)	旧	済	有	改廃	再整備
2	S&D昭島スタジアム	野球場	第３	B	B	B	B	B	良	－	－	－	－	2008 (H20)	新	－	－	維持	長寿命化
3	昭和公園	テニスコート	第３	－	－	B	B	C	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
4		陸上競技場		－	－	C	C	C	劣	C	C	C	劣	－	－	－	－	改廃	再整備
5	大神公園	野球場	第４	－	－	B	B	C	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
6		サッカー場		－	－	B	B	C	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
－	多摩川緑地 くじら運動公園	管理棟	第４	C	B	－	B	B	劣	C	B	－	劣	1983 (S58)	新	－	－	改廃	再整備
7		野球場		－	－	B	B	C	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
8		ソフトボール場		－	－	B	B	C	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
9		サッカー場		－	－	B	B	C	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
10		テニスコート		－	－	B	B	C	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化

No.	施　設　名	施設種別	該当地域	安全性・機能性						経済性				耐震性				施設の方向性	整備手法
				安全性	機能性	屋外施設	安全対策	その他	評価	改善コスト	維持管理コスト	収入	評価	設置年	耐震基準	耐震診断	評価		
11	美ノ宮公園	ソフトボール場	第１	－	－	B	B	C	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
12	みほり体育館	体育館	第２	A	A	－	B	B	良	－	－	－	－	1997 (H9)	新	－	有	維持	長寿命化
13	市民プール	プール	第４	D	D	C	C	B	劣	D	D	－	劣	1972 (S47)	－	－	－	改廃	廃止
		管理棟		C	B	－	C	B	劣	D	D	－	劣	1992 (H4)	新	－	有		
14	アキシマエンシス	体育館	第２	A	B	－	A	A	良	－	－	－	－	1980 (S55)	新	－	有	維持	長寿命化
15	つつじが丘小学校	グラウンド	第２	－	－	B	B	B	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
16	昭和中学校	グラウンド	第３	－	－	B	B	B	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
17		テニスコート		－	－	B	B	B	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
18	旧拝島第四小学校	体育館	第５	B	B	－	B	B	良	－	－	－	－	1972 (S47)	旧	済	有	維持	長寿命化
19		グラウンド		－	－	B	B	B	良	－	－	－	－	－	－	－	－	維持	長寿命化
20	勤労商工市民センター	体育室	第４	B	C	－	B	B	劣	C	D	C	劣	1976 (S51)	旧	済	有	改廃	廃止

２　スポーツ施設の基本方針に関する検討（２次評価）

１次評価の結果、「施設の方向性」に政策優先度を加味して、２次評価を行います。

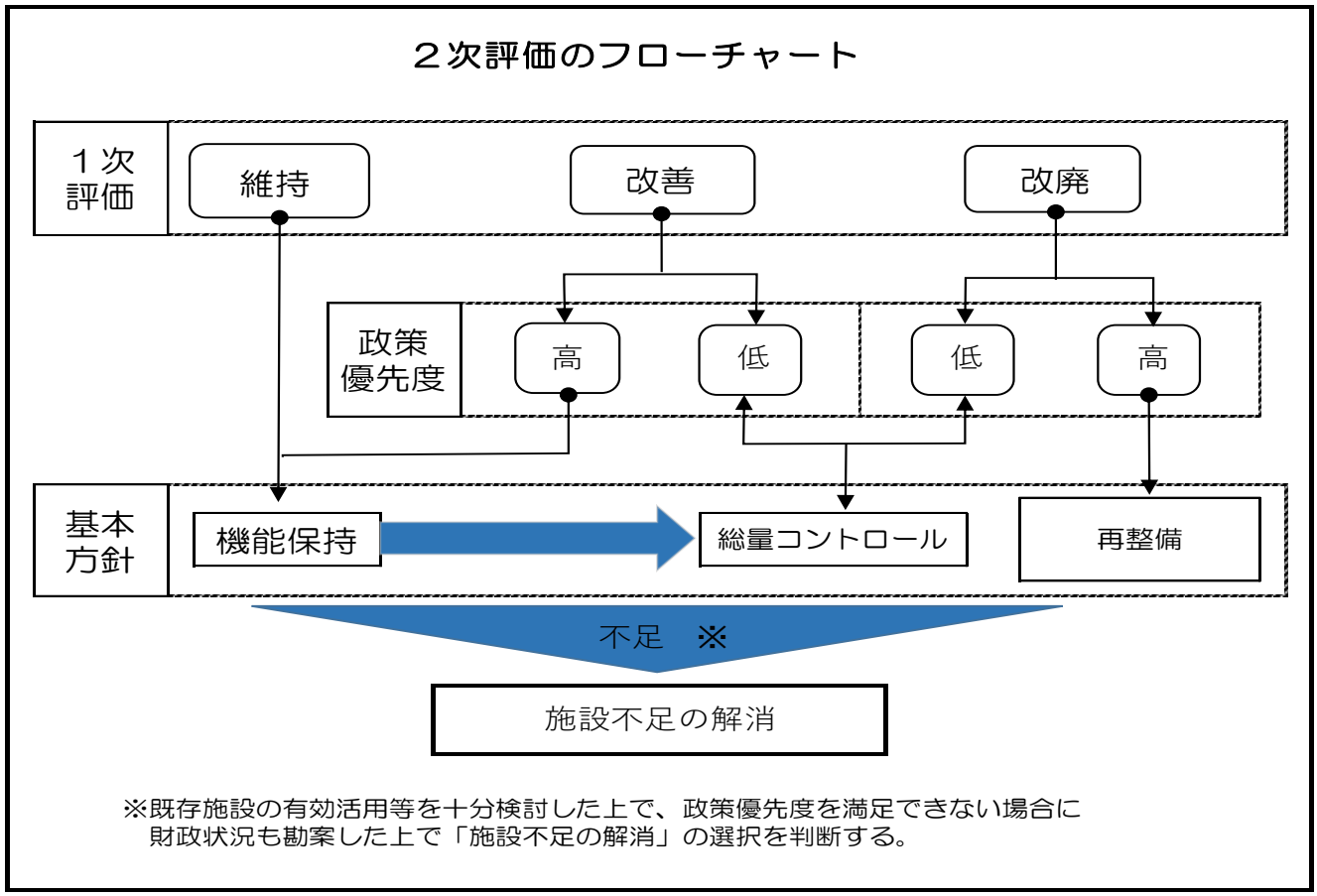

（１）　政策優先度の評価基準

政策優先度については、「利用状況」や「ニーズ」により定量的な評価に加え、スポーツに関する全体方針とスポーツ環境に関する情報に基づき、総合的に検討します。

評　価　基　準	評　価
○　施設利用者が多い ○　現在の施設利用者の満足度が高い ○　運営や施設機能の向上により、大幅に利用状況が改善される見込みがある ○　障害者スポーツが盛んに行われている ○　市内にそのスポーツの実施場所がなく、希少性が高い ○　整備目的が明確であり、目的に合致した利用が継続的に行われている ○　「地域防災計画」において、災害拠点や避難場所としての指定がされており、代替できる施設がない	→高

評　価　基　準	評　価
○　施設利用者が少ない ○　現在の施設利用者の満足度が低い ○　特定の団体が利用し、実利用者が少ない ○　周辺の人口動態等を踏まえると、運営や施設機能の向上を図っても利用状況の改善の見込みがない ○　整備目的や施設内容と利用実態が整合していない ○　学校施設開放等の既存施設の活用により、現在の利用を代替できる ○　「地域防災計画」において、災害拠点や避難施設としての指定がされていない若しくは、指定されているが、近隣に代替できる施設がある	→低

（２）　基本方針の概要

スポーツ環境に関する情報に基づき、施設ごとに基本方針を定めます。

基本方針	内　　容
機能保持	現在の施設の機能を保持する。老朽化やそれに伴う維持管理費の増加に対応できるように、計画的な対応方針を施設ごとに検討する。 老朽化が激しいものについては建替・再整備の時期や方法について検討する
総量コントロール	将来的に維持管理し続けることができない施設について、廃止や転用の時期、方法について検討する
施設不足の解消	スポーツ施設が不足している状態である場合、利用可能なスポーツ施設を増やすことを目指す

３　適用可能な手法の検討

スポーツ施設の基本方針に基づき、施設の機能保持や総量コントロール、施設不足の解消に向けた、適用可能な手法及び今後の具体的な実施内容を検討します。

４　個別施設計画の取りまとめ

各施設の現況評価（１次評価）及び基本方針（２次評価）を踏まえ、施設ごとの適用可能な手法を検討し、今後の施設の運用、維持管理及び整備に関する「個別施設計画」を取りまとめます。

計画期間は、令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までの５年間とします。

また、関連した「昭島市スポーツ推進計画」、「昭島市公共施設等総合管理計画」、「個別施設計画」の５年ごとの見直しを踏まえて、精査するものとします。

さらに、社会情勢や財政状況のほか、スポーツを取り巻く環境の変化等がある場合には、必要に応じて見直しを行います。

（１）　個別施設計画

No.	施　設　名	施設種別	該当地域	設置年度（経過年数）	１次評価		２次評価		適用手法	具体的な実施内容	年度計画					
					施設の方向性	整備手法	政策優先度	基本方針			Ｒ８（2026）	Ｒ９（2027）	Ｒ10（2028）	Ｒ11（2029）	Ｒ12（2030）	Ｒ13以降（2031）
1	総合スポーツセンター	体育館	第３	S48（52）	改廃	再整備	高	機能保持	建替再整備	・外壁等改修工事 ・A棟・B棟共通工事(内装、空調、給排水等改修)	外壁改修	A棟・B棟共通工事				
2	S&D昭島スタジアム	野球場	第３	H21（16）	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化	・内装・電気・空調改修 ・外壁・便所・給排水等改修		内装・電気・空調改修				外壁・便所・給排水等改修
3	昭和公園	テニスコート	第３	－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
4		陸上競技場		－	改廃	再整備	高	機能保持	再整備		定期的な点検の実施					
5	大神公園	野球場	第４	－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
6		サッカー場		－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
－	多摩川緑地 くじら運動公園	管理棟	第４	－	改廃	再整備	高	機能保持	機能改修	・大規模改修		大規模改修				
7		野球場		－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
8		ソフトボール場		－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
9		サッカー場		－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
10		テニスコート		－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					

No.	施　設　名	施設種別	該当地域	設置年度（経過年数）	１次評価		２次評価		適用手法	具体的な実施内容	年度計画					
					施設の方向性	整備手法	政策優先度	基本方針			Ｒ８（2026）	Ｒ９（2027）	Ｒ10（2028）	Ｒ11（2029）	Ｒ12（2030）	Ｒ13以降（2031）
11	美ノ宮公園	ソフトボール場	第１	－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
12	みほり体育館	体育館	第２	H10（27）	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化	・内装・電気・便所・給排水改修 ・防水改修				内装・電気・便所・給排水改修		防水改修
13	市民プール	プール	第４	S47（53）	改廃	廃止	低	総量コントロール	廃止		廃止に向けた検討					
		管理棟		H4（33）												
14	アキシマエンシス	体育館	第２	S55（45）	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化	・アルミ建具改修						アルミ建具改修
15	つつじが丘小学校	グラウンド	第２	S56（44）	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
16	昭和中学校	グラウンド	第３	－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
17		テニスコート		－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
18	旧拝島第四小学校	体育館	第５	S47（53）	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化	・外壁等改修		外壁等改修				
19		グラウンド		－	維持	長寿命化	－	機能保持	長寿命化		定期的な点検の実施					
20	勤労商工市民センター	体育室	第４	S51（49）	改廃	廃止	低	総量コントロール	廃止		定期的な点検の実施					

５　今後の整備に向けて

市内のスポーツ施設20か所について、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を参考に１次評価及び２次評価を行い、その評価を踏まえた施設ごとにおける今後の適用手法の検討をいたしました。

屋外施設では、昭和公園陸上競技場の再整備や多摩川緑地くじら運動公園管理棟の機能改修、市民プールの廃止以外、他の施設においては定期的な点検を実施しつつ長寿命化を図るとしております。一方、屋内施設では総合スポーツセンターの再整備や勤労商工市民センターの廃止のほか、他の施設では定期的な点検を実施しつつ長寿命化を図るとしております。

本市におけるスポーツ施設の中核となる昭和公園内のスポーツ施設については、「昭和公園整備構想」に基づき再整備を進めていくとしております。「昭和公園整備構想」については、今後の適用手法において再整備が必要となる昭和公園陸上競技場や総合スポーツセンターをはじめ、昭和公園全体の再整備を踏まえた改定が必要となります。

また、市民プールの再整備については、第２章スポーツ施設の現状と課題において触れたとおり近年の猛暑への対応を踏まえ、屋内施設として整備していくことを前提に検討を進める必要があります。

今後、昭和公園や市民プールなどの再整備を行う際には、可能な限り市民ニーズに応えていくとともに、市民サービス提供の低下を招かぬよう、今後スポーツ施設として活用が期待される残堀川調節池や旧拝島公園プール跡地や隣接する公園用地の一部をその再整備期間中における代替えの施設となるようなスポーツ施設として整備していくことも視野に入れつつ、「財政計画」を踏まえた計画的な整備が求められます。

第４章　構想の実施方法

今後の本市のスポーツ施設については、老朽化の状況や今後の財政状況の好転が見込まれない厳しい財政状況等から、現在の施設総量及び最適な利用環境を維持することは困難な状況となっていくことが想定されます。

長期的な計画を礎として、選択と集中の観点からの必要な施設総量及び機能の最適化を推進し、将来の市民に継承していきます。

１　フォローアップの実施方法

本計画を適切・確実に実行するため、ＰＤＣＡ（Plan：計画、Do：実行、Check：評価・検討、Action：改善策）サイクルに基づいて計画の進行管理を行います。

２　推進・取組体制

庁内関係部署との連携を図るとともに、市全体で行う事務事業評価の仕組みを活用し、計画の進捗管理の評価を随時行いながら、計画を推進します。また、社会情勢の変化や「昭島市公共施設等総合管理計画」の改定などにより、計画内容に変更が生じた場合は、昭島市スポーツ施設整備構想検討委員会等に諮りながら見直しを図り、加えて本計画の個別施設整備方針において、整備方針を維持・改修とする施設であっても、社会情勢や利用者の動向を勘案しながら、総量コントロールを実施し、適宜整理を行います。

３　情報の見える化

本計画及び進捗状況等については、昭島市ホームページで公表します。スポーツ施設の状況や経費、利用者等について、情報公開を行うことで、民間事業者等からの新しい提案が得られるよう「情報の見える化」について推進していきます。

４　情報共有・合意形成の推進

市民への情報共有については、昭島市ホームページへの掲載や、各施設の管理者から利用者への情報提供を行います。

また、「個別施設計画」を進めていく際には、昭島市スポーツ施設整備構想検討委員会等への説明など意見交換を行いながら進めていきます。

附属資料

スポーツ施設位置図

（1）市内運動施設

施設番号	施設名
1	総合スポーツセンター
2	S＆D昭島スタジアム（市民球場）
3	昭和公園（テニスコート）
4	昭和公園（陸上競技場）
5	大神公園野球場
6	大神公園（サッカー場）
7	多摩川緑地くじら運動公園（野球場）
8	多摩川緑地くじら運動公園（ソフトボール場）
9	多摩川緑地くじら運動公園（少年サッカー場）
10	多摩川緑地くじら運動公園（テニスコート）
11	美ノ宮公園（ソフトボール場）
12	みほり体育館
13	市民プール
14	アキシマエンシス（体育館）
15	つつじが丘小学校
16・17	昭和中学校（グラウンド・テニスコート）
18・19	旧拝島第四小学校（体育館・グラウンド）
20	勤労商工市民センター
21	児童センター「ぱれっと」

（2）バスケットボールの練習ができる公園

施設番号	施設名
①	昭和公園
②	つつじが丘公園
③	上水南第一公園
④	美堀町四丁目公園
⑤	エコパーク

（5）スポーツ施設として活用が期待できる施設

施設番号	施設名
A	旧拝島公園プール跡地含む周辺
B	残堀川調節池

（3）卓球の利用ができる市立会館

施設番号	施設名
❶	福島会館
❷	朝日会館
❸	堀向会館
❹	大神会館
❺	昭和会館
❻	拝島会館
❼	やまのかみ会館
❽	武蔵野会館
❾	富士見会館

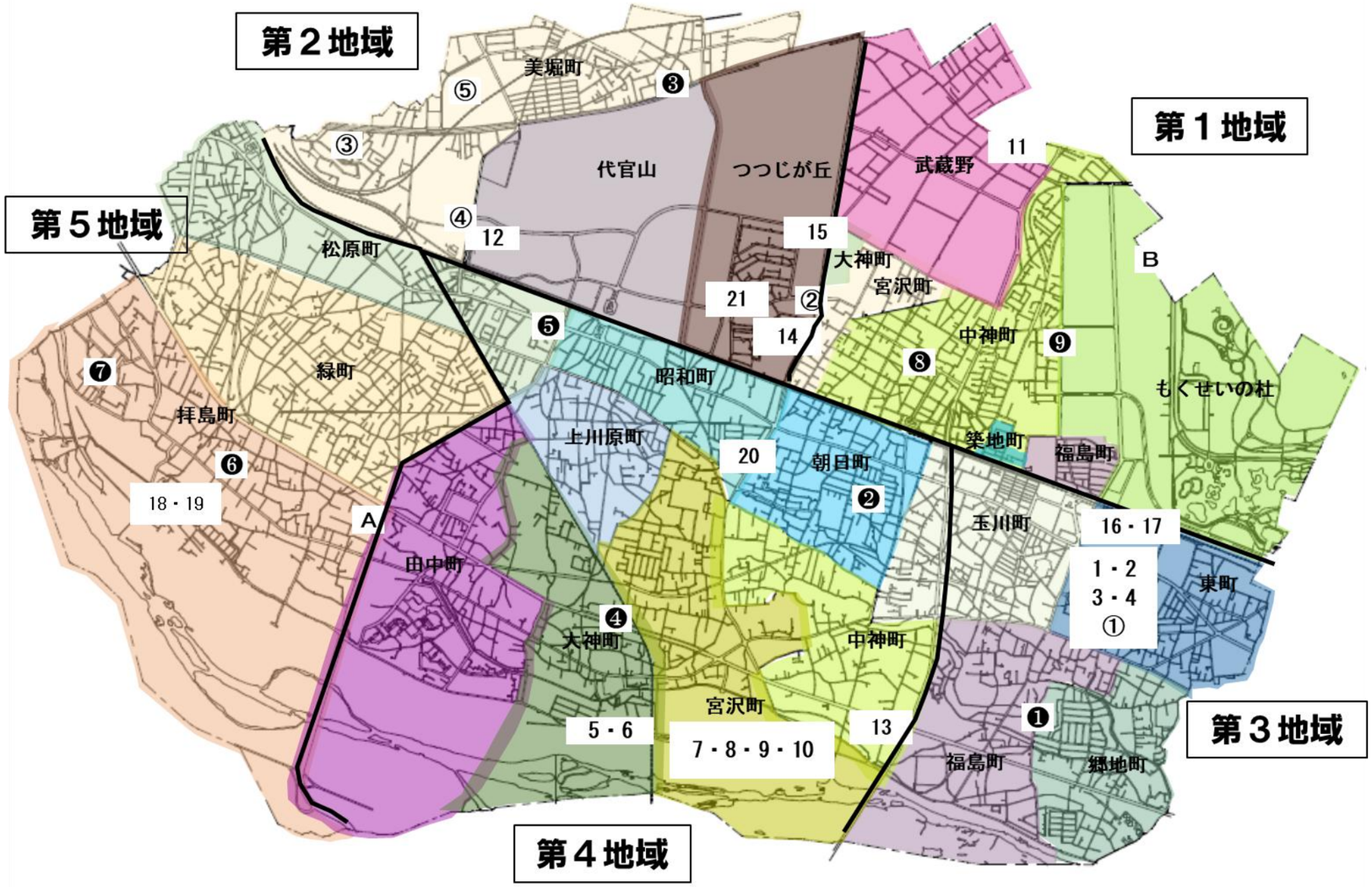

パブリックコメントの結果について

１　意見を募集した期間

令和７年 11 月 17 日（月）から令和７年 12 月 19 日（金）午後５時まで

２　意見の提出について

（１）意見を提出した人の数　５人

（２）意見の提出方法

郵　送　　１人

電子申請　　４人

（３）寄せられた意見の数　　６件（５項目）

＜意見の該当項目＞

・市内スポーツ施設について　１件

・施設の方向性及び整備手法の検討について　１件

・スポーツ施設の基本方針に関する検討（２次評価）について　１件

・今後の整備に向けてについて　１件

・その他　２件

３　提出された「意見の要旨」と「市の考え方」について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	P12～13	市内スポーツ施設	学校施設開放校については、他に「つつじが丘小学校・体育館」、「武蔵野小学校・体育館」、「瑞雲中学校・体育館」といった施設でも、市民団体が使用されていますが、スポーツ施設の定義から外されているのはなぜでしょうか。 本構想の基盤となる基礎情報にこの小中学校・体育館も含める必要があると考えます。 なお、学校施設ではありませんが、美ノ宮公園には、ゲートボール専用コートがあります。	本構想において、対象としている学校施設は、夜間照明設備があり、スポーツ施設として市民に開放している施設としております。全校の校庭と体育館は、教育委員会が学校教育に支障のない範囲で社会教育団体等に使用を認めている施設であることから対象としておりません。 なお、旧拝島第四小学校は学校施設ではありません。 ゲートボールコートについては、市内の公園等に専用のコートがあることは承知しておりますが、単年度の施設補修及び整備により対応が可能であることから対象としておりません。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
2	P22～23	施設の方向性及び整備手法の検討	施設の方向性及び整備手法の検討に「維持」「改善」「改廃」が挙げられていますが、「新設」が無いのが残念です。少しの工夫やアイデアで、市民が手軽にスポーツできることもあるので、是非検討して欲しいです。 また、小学校の体育館などに対して「改善」の要望はどのような場で議論され、手当てされるのでしょうか。	本構想では、主に既設の施設を対象としており、１次評価における施設の方向性では「改廃」としている中で、２次評価を踏まえた適用可能な手法として「建替・再整備」とする施設もございます。このほか、「新設」の施設につきましては、周辺の施設との複合化などを踏まえた整備が必要であると捉えております。 また、ご意見の小学校体育館につきましては、学校教育の観点から必要な設備を整えています。個別施設計画に基づく大規模改修や更新に向けた設計の際に、改善への対応を検討いたします。
3	P26～31	スポーツ施設の基本方針に関する検討（２次評価）	2 次評価の評価基準では『施設不足の解消』も観点に入っているが、評価結果の算定根拠が示されておらず、結果について妥当か判断できません。設備不足については、利用施設規模（面数等）と利用者延べ数から 1 施設あたりの利用者数を算出し、さらにその結果が他市区町村と比較して大きいのか小さいのかを比較したうえで初めて評価可能と考えます。 また、投資対効果についても考慮すべきと考えます。屋外施設の場合、天候によっては利用不可となり、その間の施設利用料は入りませんが、一方で屋内施設を増やせば投資額は増加するものの収入機会は増えます。各スポーツ施設の実情を把握したうえで、保全のみとするのか、投資対効果を期待するのかの検討が必要と考えます。	本構想は、あくまでも既存のスポーツ施設について、今後の整備等に向けた方向性を定めるものであります。 各施設の評価につきましては、国が示しております「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を参考に評価をしております。 利用可能となる種目や投資的効果などは、個別の施設における整備等において、本構想を踏まえた検討を進めてまいるとともに、計画段階より施設周辺住民の皆様よりご意見を頂戴していく中で、事業を行ってまいります。
4	P31	今後の整備に向けて	昭島市民として、日頃から大神公園・多摩川緑地くじら運動公園を利用しています。本構想第３章「個別施設整備方針」に基づき、両公園を「身近なスポーツ・健康拠点」として活用強化を提案します。 GLP 昭島プロジェクト等により市内交通量増加が見込まれる中、「多摩サイクリングロード」と市内自転車道を一体的に整備し、自転車通勤や休日の回遊を促進することで、渋滞緩和と健康増進、地域活性化を同時に図ることが可能と考えます。 また、これにより、第１章で掲げる「持続可能なスポーツ環境」の実現と、多摩地域全体への波及効果が期待できると考えるため、実現のための検討をお願いします。	本構想は、あくまでも既存のスポーツ施設について、今後の整備等に向けた方向性を定めるものであります。 ご意見の広大な面積を誇る当該両公園の施設整備等につきましては、河川として求められる水害対応を前提に、利用可能となる種目のほか、財政計画や本構想を踏まえ、どのような形で持続可能なスポーツ及びレクリエーション環境の提供が実現可能となるのか検討を進めてまいります。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
5	その他	その他	市の体育施設を利用するには、団体登録を行い、抽選に参加することで利用可能となるが、抽選にはなかなか当たらず、安定して施設を利用することができない状況です。 勤労商工市民センターが使用できないと更に利用できる場が減ってしまいスポーツ振興にも影響してしまうと思います。実情を把握し、スポーツ活動ができる場を作ることが急務であると考えます。	本構想は、あくまでも既存のスポーツ施設について、今後の整備等に向けた方向性を定めるものであります。 施設利用にあたっては公平性を担保するにあたりご不便をおかけしており申し訳ございません。 勤労商工市民センターについては躯体の老朽化が著しく、周辺の公共施設との複合化も視野に入れ、活動の場の確保に努めてまいります。
6			下半身に痛みがあるため、安全に運動ができるプールは、是非維持していただきたいです。	プールにつきましては、今後の本構想における整備方針として、近年の猛暑への対応を踏まえ、屋内施設として整備していくとしております。 事業化に際しましては、ご意見の安全に運動ができるプールの維持を基本として整備に努めてまいります。

スポーツ施設整備構想検討委員会について

１　昭島市スポーツ施設整備構想検討委員会要綱

（設置）

第１条　昭島市スポーツ施設整備構想（以下「スポーツ施設整備構想」という。）を策定するため、昭島市スポーツ施設整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

（１）　スポーツ施設整備構想の策定に関すること。

（２）　その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員５人以内をもって組織する。

（１）　学識経験のある者　１人以内

（２）　各種団体の代表者　３人以内

（３）　公募による市民　１人以内

２　市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の規定による報告を終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は、委員会の議長となる。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第８条　委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第２号）第９条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

（守秘義務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

２　昭島市スポーツ施設整備構想検討委員会名簿

選出区分	氏名	所属団体等
識見を有する者	◎　宗川　敏克	都市計画に見識のある者
各種団体の代表者	○　髙橋　章	一般社団法人昭島市スポーツ協会
	和田　幸子	昭島市スポーツ推進委員
	高橋　靖和	昭島市自治会連合会
公募市民	髙橋　昌之	

◎委員長　○副委員長

３　昭島市スポーツ施設整備構想検討委員会委員会開催経過

委員会	開催日	内容など
第１回	令和７年６月 29 日	１　今後の進め方について ２　スポーツ施設整備構想について
第２回	令和７年９月 11 日	１　スポーツ施設整備構想（第３章、第４章）について
第３回	令和７年 10 月 15 日	１　スポーツ施設整備構想（素案）について ２　パブリックコメントの実施について
第４回	令和８年１月 26 日	１　パブリックコメントの結果について ２　昭島市スポーツ施設整備構想（案）について

昭島市スポーツ施設整備構想

発行年月：令和８年３月
発　　行：昭島市
編　　集：企画部行政経営担当
所 在 地：〒196-8511　昭島市田中町 1-17-1
電　　話：042-544-5111（代表）